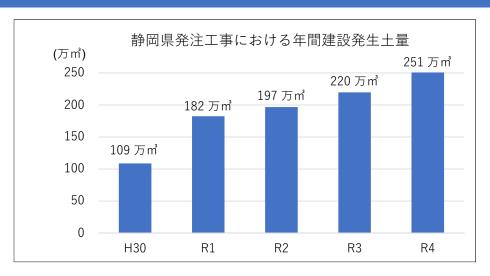
# これまでの意見を踏まえた今後の展開

展開1 資源有効利用促進法の政省令改正への適切な対応

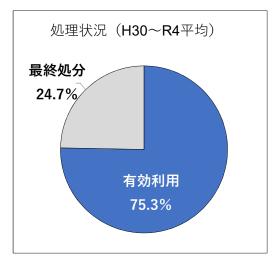
展開2 建設発生土の利活用促進

展開3 みらいの県土研究会の拡充

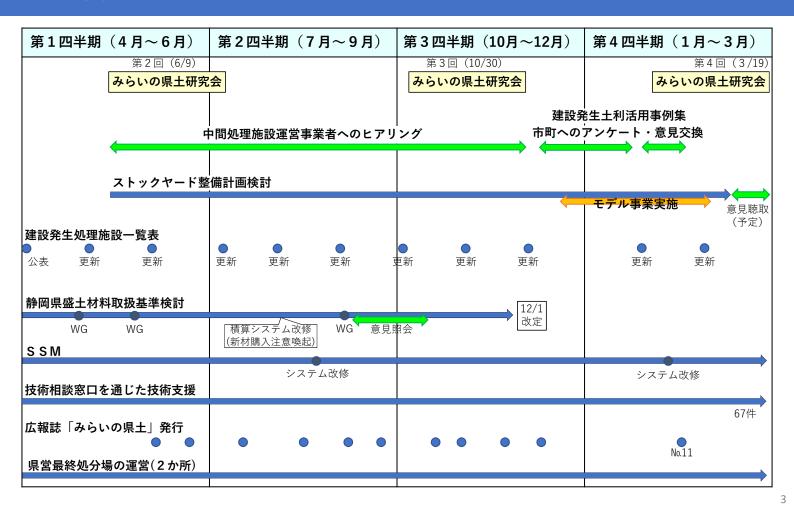
# 令和4年度簡易型建設副產物実態調査(国土交通省)



	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
発生土量	109万㎡	182万㎡	197万㎡	<b>220</b> 万㎡	<b>251</b> 万㎡
最終処分量	31万㎡	66万㎡	54万㎡	48万㎡	39万㎡
有効利用量	<b>78</b> 万㎡	<b>117</b> 万㎡	143万㎡	<b>172</b> 万㎡	212万㎡
有効利用率	71.8%	64.0%	72.7%	78.3%	84.4%



## R5の取組



## 展開1 資源有効利用促進法の政省令改正への適切な対応

資源有効利用促進法省令改正(第1弾):令和5年1月1日施行

ル (第2弾):令和5年5月26日施行、一部令和6年6月1日施行

#### (1) 発注前

- ①(発注者) 盛土条例等関係法令の届出や許可等の手続状況を確認し、搬出先を選 定する。また、搬出先に受入の可否や条件条件について確認する。
- ② (発注者) 設計書に搬出先を明示し、適切な費用(運搬費、受入費)を計上する。

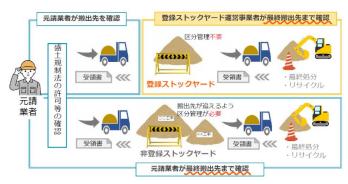
### (2) 契約後、施工前

- ①(発注者)受注者へ搬出先の選定に伴って実施した確認状況を説明する。
- ②(受注者)発注者の確認状況を踏まえ、指定先の関係法令の届出や許可状況を確認する。
- ③ (受注者) 再生資源利用(促進)計画を作成し、提出時に監督員へ内容を説明する。
- ④ (発注者) 再生資源利用(促進)計画について、記載内容に誤りが無いか確認する。
- ⑤ (受注者) 再生資源利用(促進)計画を**工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示**する。

## 展開1 資源有効利用促進法の政省令改正への適切な対応

## (3)建設発生土の搬入出後

- ①(受注者)搬出先へ受領書の交付を請求する。自社で受け入れる場合は受領書を交付する。また、**受領書は工事完成日から5年間保存する。**
- ② (受注者) 受領書の内容を踏まえて、再生資源利用(促進)実施書を作成し、発注者 へ提出する。
- ③ (発注者) 再生資源利用(促進)実施書の提出を受け、実績を確認する。
- ④ (発注者)搬出先が最終搬出先でない場合や非登録ストックヤードの場合などは、 工事完了後も必要に応じて、受注者へ処理状況の説明を求める。
- ⑤ (受注者) 搬出した建設発生土の最終搬出先まで確認する義務を負う。(R6.6~)



ストックヤード運営事業者登録制度

# 展開2 建設発生土の利活用促進

## 建設発生土の有効利用(再生資源利用促進実施書)

搬出先の種類	区分
1. 売却	有効利用
2.他の工事現場(内陸)	有効利用
3.他の工事現場(海面)ただし、廃棄物最終処分場を除く	有効利用
4. 土質改良プラント	有効利用
5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)	有効利用
6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合)	
7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業	有効利用
8. 廃棄物最終処分場(覆土としての受入)	有効利用
9. 廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)	
10. 土捨場・残土処分場	(有効利用)

- ・「ストックヤード」でも再利用の目的がなければ有効利用ではない。
- ・施設の名称が「廃棄物最終処分場」「残土処分場」でも、例えば埋立後、農地とする等目的が決まっている場合は「有効利用」となる。
  - **→ 搬出先にていねいに確認し、実施書を作成する必要がある。**

\_

### (1) ストックヤード整備の県内への展開

#### [これまでに頂いたご意見]

- ・事業の企画段階で発生土を現場消費や現場間での流用が可能な設計とすることが重要
- ・中継地型ストックヤードでは、インとアウトの整合が取れないとたまる一方ではないか
- ・ストックヤードの整備については市町との連携が必要であると思う
- ・ストックヤードを運営する上でのルールづくりが必要ではないか
- ・民間工事からの土も公共の処分場に受け入れてほしい

#### 【来年度の取組】

ストックヤード整備計画を元に、各土木事務所管内への設置を進める。

- ・まずは県工事から発生する土砂を支障なく利用できる体制を整えていく。
- ・あらかじめ「静岡県建設発生土マッチングシステム」により、発生元と利用先の 調整を行った上での利用とする。
- ・県が設置するストックヤードを市町工事で利用する意向の有無を確認し、意向が ある場合は利用する上でのルールを作成する。
- ・民間工事での利用については、将来的に受け入れるための条件を検討する必要が ある。

## 展開3 みらいの県土研究会の拡充

## (1) みらいの県土研究会

#### 「これまでに頂いたご意見]

- ・ストックヤードは必要と考えるが、場所・整備後の維持管理等が大変難しく、県や周辺市町 の情報収集を行っている
- ・町事業で発生する土砂は、町事業で活用する見込みがあるため、他事業への搬出は見込んでいない
- ・他市町の取組に関する情報共有を希望する
- ・公共事業の造成計画段階・工事段階の各フェーズにおいて、不足土(需要)・残土(供給)、それ らの発生予定時期を、国・県・市町の行政機関が連携し、情報共有を図ることが必要

#### 【来年度の取組】

みらいの県土研究会を各地域でも開催し、地域で異なる状況に応じた建設発生土の 適正処理の課題解決に向けた検討を行う。

- ・各地域における建設発生土の発生状況、利用先の有無や、新材の購入状況等を調 査し、情報の共有を図る。
- ・県や近隣市町の取組についての情報を共有する。
- ・地域の課題を抽出し、連携して取り組むことで解決を目指す。

7

8

### (2) 最終処分場のあり方についての検討

#### [これまでに頂いたご意見]

- ・発生抑制や利活用促進をしても、処分しなければならない土があり、最終処分場の存続は不可欠
- ・行政による積極的な海面埋め立てや盛土造成による処分場の確保を望む
- ・民間任せにするばかりでなく、官庁管理の最終処分場の運営も検討すべき

#### 【来年度の取組】

県で運営している最終処分場(2か所)については、継続して運営していく。 新たな処分場の設置に向けて、そのあり方について検討をはじめる。

- ・新たに最終処分場等の設置を検討する事業者や市町に対し、引き続き、技術相談 窓口を通じた技術支援を行っていく。
- ・新たな最終処分場の設置については、各地域における土砂の発生状況、民間処理 施設の状況や動向などを注視して判断していく。
- ・県としてもその必要性については認識をしており、最終処分場のあり方について、 検討を始める。

R6取組イメージ

第4四半期(1月~3月) 第1四半期(4月~6月) 第2四半期(7月~9月) 第3四半期(10月~12月) b 【各地域での検討】 い 【各地域での検討】 い の ത ・情報共有 ·情報共有 県 県 ・課題解決に向けた検討等 ・課題の抽出 土 土 ・課題解決の方向性検討 等 研 研 究 究 **→** 報 会 슾 情 携 連 官民連携ストックヤード 備 計画・設計・法令関係手続き・施設整備 運 堂 計 画 最終処分場のあり方検討 処理施設運営事業者へのヒアリング 処理施設一覧表・SSM(随時更新) 技術相談窓口を通じた技術支援(随時受付) 広報誌「みらいの県土」発行 県営最終処分場の運営(2か所)

\_